

熊本復興支援チャリティ プロレス支援金の送付結果！！

熊本震災復興チャリティプロレス開催支援団

会長 社会福祉法人翠燿会 常務理事 津川 康二

報告日：成28年11月22日

益城町立

益城中央小学校 校長先生



益城町立益城中央小学校



社会福祉法人キリスト教児童福祉会

児童養護施設 広安愛児園



平成28年11月14日

No. 96

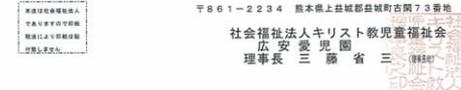
領 収 証

住所 八幡宮橋四合ビル
氏名 熊本震災復興支援団 様

金 259,652 円也

上記金額を正しに領収いたしました。

本法人は社会福祉法人でありますので、本寄付は所得税法第78条及び法人税法第37条の対象となります(裏面参照)。当該領収証はその証拠資料となりますので大切に保管して下さい。



社会福祉法人に対して寄付した場合の税額控除等について

- 寄付をした個人は確定申告によって次の限度内で所得税上の寄付金控除が受けられます。

寄付金額とその年分の所得金額(総所得金額、退職金額及び山林所得金額の合計額)の2.5%のいずれか低い方の金額	1万円
--	-----
- 寄付をした法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入ができます。

(1) 一般損金算入限度額(法人税法第37条第2項該当)

$$\left(\frac{2.5}{100} \times \text{事業年度の月数} + \frac{12}{100} \times \text{当該事業年度の所得金額} \right) \times \frac{2.5}{100}$$

上記の一般損金算入限度額は社会福祉事業をふくめあらゆる寄付金について損金算入が認められている限度額です。

(2) 社会福祉法人等に対する寄付金の特別損金算入限度額(法人税法第37条第3項第3号該当) 社会福祉法人、学友法人及び試験研究法人等に対する寄付金は、その合計額について、上記(1)の一般損金算入限度額のほかに、これと同額を別枠で損金算入することができます。この場合には確定申告書に法人税法第37条第3項第3号の規定による損金算入を行なった旨を記載した法人税法施行規則第14の「寄付金の損金算入、試験研究法人に対する寄付及び指定寄付金に関する明細書」(用紙は税務署にあります。)を添付して下さい。
- 上記(1)と(2)の限度額は併用することができます。したがって、仮に資本金10億円、当該事業年度の所得3億円の1年決算の会社が社会福祉法人のみに寄付した場合は(1)と(2)の限度額はそれぞれ50万円ですから、合計100万円までの寄付金について損金算入をすることができます。
- 上記の措置を受けるため、確定申告に際してこの領収証が必要となりますので、相当期間大切に保管して下さい。

熊本震災復興支援
チャリティプロレス開催支援団 御中

謹啓

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。
このたびの熊本地震に際しまして、心温まるお見舞い金をお寄せいただき、心よりお礼申し上げます。

震度七の地震後、七ヶ月が過ぎようとしています。余震は少なくなり、前と変わらない生活に戻っておりますが、益城町全体から見ると、町民が普段の生活をとり戻すには、とても長い期間を要することでしょう。

今後ともみなさまからのご支援を支えに、子どものサポートは全力で行っていく所存でございます。

お寄せいただいたお見舞い金は、地震で使用できなかった地域小規模児童養護施設の再建のために使わせていただきます。領収書を同封いたしますので、ご確認いただけますようお願いいたします。

このたびのご厚情に対しまして、略式ながら書中をもってお礼申し上げますとともに、皆様方ますますのご発展とご健勝をお祈り申し上げます。

敬具

平成二十八年十一月十四日

社会福祉法人キリスト教児童福祉会
児童養護施設 広安愛児園
園長 石 嶺 昇



熊本震災復興チャリティプロレス支援金
支援金先に関するご報告

益城町立 益城中央小学校
社会福祉法人キリスト教児童福祉会
児童養護施設 広安愛児園

皆さまからの支援金でこのような報告が出来たことは、すごく有意義なことであり、被災地の方々が喜ばれたことをお伝えし、改めて感謝の意を表したいと思います。

今後、熊本県の復興を皆様と一緒に温かい気持ちで見届けていきたいと思ひます。

重ね重ねになりますが、誠にありがとうございました。

